

人権

農林漁業・商工自営業等に従事する 女性の就業環境の整備

本町の農林漁業・商工自営業等において、女性は重要な担い手であるにもかかわらず、その役割が正当に評価されていないという現状があります。

人々の意識にまだに残っている、男性を女性よりも重視し、女性は男性に従うものとするような考え方や固定的な性別役割分業意識を反映して、女性は仕事や家事・育児・介護も担う過重労働におかれています。さらに、仕事と家事労働との明確な区分が難しい中で、無報酬労働を余儀なくされている現状もあります。

このような現状をふまえて、農林漁業・商工自営業等に従事する人の男女間格差の是正に向けた環境の整備を進めるとともに、方針決定過程や経営への女性の参画拡大に向けた支援に取り組みます。

国民年金だより

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」 について

- 国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します)
- この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」が本年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収書)を添付してください。
なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。



■お問い合わせ先 住民福祉課住民係 Tel.62-1111 (内線129)